

大阪南消防組合マスコットキャラクター「だいなんくん」の使用取扱要綱

令和7年5月28日

要綱第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪南消防組合マスコットキャラクター「だいなんくん」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、大阪南消防組合(以下「消防組合」という。)が定めたキャラクターの基本デザイン(別図)及び消防局長が別に定めるその展開デザインのことをいう。

(キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、消防組合に属する。

(使用の承認申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ消防局長の承認を受けるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 消防組合又は消防組合の構成市町村が使用するとき。
- (2) 消防組合が委託する事業等で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防局長が適当と認めるとき。

2 前項の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大阪南消防組合マスコットキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、消防局長に提出するものとする。

(使用の承認)

第5条 消防局長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当するときは除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。

- (2) 特定の個人、団体、政党、思想又は宗教を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用されるおそれがあると認められるとき。
- (4) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (5) 消防組合の信用又は品位を害するおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、消防局長が使用を不適當であると認めるとき。

2 消防局長は、前項の規定により使用を承認するときは大阪南消防組合マスコットキャラクター使用承認通知書(様式第2号)により、承認しないときは大阪南消防組合マスコットキャラクター使用不承認通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 消防局長は、第1項又は第8条第2項の規定による使用の承認(以下「使用の承認」という。)をする場合において、必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 使用の承認を受けた目的及び用途のみに使用し、消防局長の指示する条件に従うこと。
- (2) キャラクターは、別に定める「だいなんくん」キャラクターデザイン使用マニュアルに従って正しく使用すること。
- (3) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) 定められた色、形状等を変更しないこと。
- (6) キャラクターに近接して、キャラクターの名称を表記すること。

(使用の承認内容の変更)

第 8 条 使用者が、使用の承認の内容について変更しようとするときは、大阪南消防組合マスコットキャラクター使用変更承認申請書（様式第 4 号）をあらかじめ消防局長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 消防局長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、大阪南消防組合マスコットキャラクター使用変更承認等通知書（様式第 5 号）により、当該申請者に通知するものとする。

（使用の承認の取消等）

第 9 条 消防局長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 第 4 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による申請内容に虚偽があることが判明したとき。

(3) 第 5 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、消防局長が不相当と認めたとき。

2 消防局長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、大阪南消防組合マスコットキャラクター使用承認取消通知書（様式第 6 号）により、使用者に通知するものとする。

3 第 1 項の規定により承認を取り消された使用者は、キャラクターの使用を、速やかに中止するものとする。

（賠償責任等）

第 10 条 消防組合は、キャラクターの使用の承認又は前条第 1 項に規定する承認の取消しに関し、使用者に生じた損害又は損失について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターを使用した物品等により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。

3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により消防組合に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を消防組合に賠償するものとする。

（その他の事項）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し

必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別図（第 2 条関係）



キャラクターの使用に係る条件

- 1 関係法令の遵守に努めること。
- 2 第三者がキャラクターに係る権利等を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに大阪南消防局に連絡すること。
- 3 キャラクターを付した商品等の^か疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負い、大阪南消防組合に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- 4 キャラクターの使用に際して、故意または過失により大阪南消防組合に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- 5 キャラクターの使用承認を受けた事項を変更する場合は、使用変更承認等申請書（様式第4号）を大阪南消防局に提出すること。
- 6 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無については、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- 7 その他、大阪南消防組合マスコットキャラクター「だいなんくん」の使用取扱要綱（令和7年大阪南消防組合要綱第16号）及び「だいなんくん」キャラクターデザイン使用マニュアルに違反する行為を行わないこと。

様式第3号（第5条関係）

第 年 月 日
号

様

大阪南消防局長 印

大阪南消防組合マスコットキャラクター使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪南消防組合マスコットキャラクターの使用については、大阪南消防組合マスコットキャラクター「だいなんくん」の使用取扱要綱の規定により、下記のとおり不承認としましたので通知します。

記

不承認理由	
-------	--

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

大阪南消防局長 様

申請者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、名称、
事務所等の所在地及び代表者の氏名）
電話番号

大阪南消防組合マスコットキャラクター使用変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた大阪南消防組合マスコットキャラクターの使用について、下記のとおり変更したいので大阪南消防組合マスコットキャラクター「だいなんくん」の使用取扱要綱第8条の規定により、申請します。

記

変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
備考		

※使用承認書及び変更後の見本（写真等）を必ず添付すること。

様式第5号（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

大阪南消防局長 印

大阪南消防組合マスコットキャラクター使用変更承認等通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪南消防組合マスコットキャラクターの使用変更について、下記のとおり変更したいので大阪南消防組合マスコットキャラクター「だいなんくん」の使用取扱要綱第8条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

承認・不承認	1 承認 2 不承認 理由（ ）	
使用承認番号	年 月 日 第 号	
変更内容	変更前	
	変更後	
備考		

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 年 月 日 号

様

大阪南消防局長 印

大阪南消防組合マスコットキャラクター使用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた大阪南消防組合マスコットキャラクターの使用については、大阪南消防組合マスコットキャラクター「だいなんくん」の使用取扱要綱第 9 条の規定により、次の理由で取消します。

記

取 消 理 由	
---------	--